

2 許可申請書、添付書類及び確認資料一覧

※平成28年11月1日施行の建設業法改正による「法人番号」の追加等に伴い、ゴシック表記している部分が新様式になっておりますので御注意ください。

※申請者が法人の場合には当該法人番号を記入しますが、裏付け資料として法人番号指定通知書の写又は国税庁法人番号好評サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で検索された画面コピーを提示してください。

※申請書類の入手については、P98を参照

※申請書類提出、添付書類等のとじ方については、P21～24を参照

※下記一覧は、東京都知事許可の場合を標準としており、大臣許可の場合は更新申請の際の書類省略等において取扱いが異なる部分があるので御留意ください（大臣許可の場合は「建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）第5条及び第6条関係 3. 提出書類の省略について」を参照いただくとともに、詳細は国土交通省関東地方整備局担当課に確認願います）。

※確認資料は許可行政庁によって異なるので、許可行政庁の担当課にお問合せ願います。

⇒ 大臣許可の場合は「建設業大臣許可申請・変更届に係る確認資料について」（国土交通省関東地方整備局ホームページ掲載あり）を参照願います。

(1) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用書類は、(2) 参照）

とじ込み順	様式番号	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1	様式第一号 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	建設業許可申請書	◎	◎	◎	作成方法については、P25を参照 ㊦
2		<input type="checkbox"/>	許可通知書の写し	○	—	—	許可換え新規申請の場合のみ
		<input type="checkbox"/>	別紙一 役員等の一覧表	◎	◎	◎	役員等(注13)及び事業主を記載 知事許可の場合は、別途「役員等氏名一覧表」を作成(P57参照)
	(電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	別紙二(1) 営業所一覧表	◎	◎	—	従たる営業所がない場合も作成
		<input type="checkbox"/>	別紙二(2) 営業所一覧表(更新)	—	—	◎	
		<input type="checkbox"/>	別紙三 収入印紙等はり付け用紙	◎	◎	◎	大臣許可のみ必要
	<input type="checkbox"/>	別紙四 専任技術者一覧表	◎	◎	◎	P27参照	
3	二号	<input type="checkbox"/>	工事経歴書(直前1期分)	◎	◎	—	業種別に作成 実績なしでも作成 追加の場合は追加業種分のみ
4	三号	<input type="checkbox"/>	直前3年の各事業年度における 工事施工金額	◎	◎	—	実績なしでも作成
5	四号	<input type="checkbox"/>	使用人数	◎	◎	◎	
6	六号	<input type="checkbox"/>	誓約書	◎	◎	◎	
7	十一号	<input type="checkbox"/>	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表	○	○ (注10)	○	支配人を置いた場合及び別紙二(1)(2) において「従たる営業所」を記入した もののみ必要
8		<input type="checkbox"/>	定款(協同組合等は構成員名簿 も提出)(注4)	◎	—	△	法人のみ会社保有の現行定款と同一内容 のもの(議事録を含む)(注5)
9	十五号 十六号 十七号 十七号の二 十七号の三	<input type="checkbox"/>	財務諸表(法人用) (直前1期分)(注6)	◎	—	—	新規設立会社で決算期が未到来の一般 建設業の場合は開始貸借対照表 (P43参照)を作成 注記表は様式を変更しないこと 記載要領にある「記載を要する注記の項目」に該 当がない場合には「該当なし」と記載すること
	十八号、十九号	<input type="checkbox"/>	財務諸表(個人用) (直前1期分)	◎	—	—	新規開業の場合は残高証明書を提出
10	二十号	<input type="checkbox"/>	営業の沿革	◎	—	◎	
11	二十号の二	<input type="checkbox"/>	所属建設業者団体	◎	—	◎	該当なしの場合も作成
12	二十号の三 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	P46参照
13	二十号の四	<input type="checkbox"/>	主要取引金融機関名	◎	—	◎	

(2) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用）

とじ込み順	様式番号	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1		<input type="checkbox"/>	別とじ用表紙	◎	◎	◎	都知事許可のみ。書式は、P22参照
2		<input type="checkbox"/>	登記されていないことの証明書 (成年被後見人・被保佐人に該 当しない旨の登記事項証明書)	◎	◎	◎	役員、法定代理人全員(顧問、相談役、 株主等は除く)、個人事業主、建設業法 施行令第3条に規定する使用人につい て提出(P56参照)
		<input type="checkbox"/>	身分証明書(破産者で復権を得 ないもの等に該当しない旨の区 市町村長の証明書)	◎	◎	◎	発行後3か月以内のもの
3	七号 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	経營業務の管理責任者証明書	◎	◎	◎	証明者別に作成 作成方法はP32参照
		<input type="checkbox"/>	別紙 経營業務の管理責任者の 略歴書	◎	◎	◎	P33参照

4	八号 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	専任技術者証明書 (新規・変更)	◎	◎	—	作成方法は、P34～35参照		
5	専任技術者に係るもの	<input type="checkbox"/>	修業(卒業)証明書	○	○	△	(監理技術者資格者証で証明する場合は不要)		
		<input type="checkbox"/>	資格認定証明書写し(注1) (専任技術者分)	○	○	△	P62～63表の技術者の資格区分に該当するもののみ(原本提示) (監理技術者資格者証で証明する場合は不要)		
		九号	<input type="checkbox"/>	実務経験証明書(注2)	○	○	○	証明者別に作成(監理技術者資格者証で証明する場合は不要)	
		十号	<input type="checkbox"/>	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	特定建設業のみ証明者別に作成 (監理技術者資格者証で証明する場合は不要)	
		<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証写し	○	○	○	P50参照(原本提示)		
6	十一号の二 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	国家資格者等・監理技術者一覧表 (新規・変更・追加・削除) (注3)	○	—	—	作成方法は、P38参照 大臣新規の場合は必ず提出		
7	十二号	<input type="checkbox"/>	許可申請者の住所、生年月日等に 関する調書	◎	◎	◎	法人は役員等(注13)について作成 様式第七号別紙に記載のある者は不要		
8	十三号	<input type="checkbox"/>	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の住所、生年月日等に 関する調書	○	○ (注10)	○	支配人を置いた場合及び別紙二 (1)(2)において「従たる営業所」を記 入したもののみ必要		
9	十四号	<input type="checkbox"/>	株主(出資者)調書	◎	—	◎	法人のみ 該当なしの場合も作成		
10		<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(注7)	◎	—	◎	発行後3か月以内のもの		
11		<input type="checkbox"/>	納税証明書 (法人)	知事	法人事業税	◎	—	—	新規設立会社で決算期が未到来の場合 は、都税事務所へ提出した法人設立届 の写しを添付(注8)
				大臣	法人税	◎	—	—	新規設立会社で決算期が未到来の場合 は、税務署へ提出した法人設立届の写 しを提出
		<input type="checkbox"/>	納税証明書 (個人)	知事	個人事業税 (注9)	◎	—	—	決算期が未到来の場合は、都税事務所 へ提出した事業開始等申告書の写しを 添付 事業所得が一定額以下の場合は税務署 発行の申告所得税の「納税証明書(その 2)」に事業所得と付記されたものを添 付
				大臣	申告所得税	◎	—	—	

(3) 確認資料等

とじ 込み順	関連する様式	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	適要
1		<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	○	○	○	自己証明をする場合等(注12)
2		<input type="checkbox"/>	預金残高証明書	○	○	—	新規の一般建設業許可申請について は、自己資本が500万円未満の場合のみ 必要(P9, 11参照)(注11) 追加の一般建設業許可申請について は、許可後5年未満かつ自己資本が500 万円未満の場合のみ必要(P9, 11参照) (注11)
3	様式第七号関係	<input type="checkbox"/>	経營業務の管理責任者の確認資料	◎	◎	◎	詳細は、P47参照
4	八号、十号関係	<input type="checkbox"/>	専任技術者の確認資料(指導監督 的実務経験確認資料を含む)	◎	◎	◎	詳細は、P48～51参照
5		<input type="checkbox"/>	営業所の確認資料	◎	○	○	詳細は、P51～53参照
6	十一号関係	<input type="checkbox"/>	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の確認資料	○	○	○	詳細は、P51参照
7	十一号の二関係	<input type="checkbox"/>	国家資格者等・監理技術者の確認 資料	○	—	—	詳細は、P51参照
8	一号関係	<input type="checkbox"/>	法人番号を証明する資料	◎	◎	◎	詳細は、P18※参照。提示のみ(コピ ーで可)
9	二十号の三関係	<input type="checkbox"/>	健康保険・厚生年金・雇用保険 の加入を証明する資料	◎	◎	◎	詳細は、P53～55参照。提示のみ(コ ピーで可)
		<input type="checkbox"/>	役員等氏名一覧表	◎	◎	◎	詳細は、P57参照(大臣許可の場合は 不要)

◎印……………必ず提出する書類

○印……………必要に応じて提出する書類

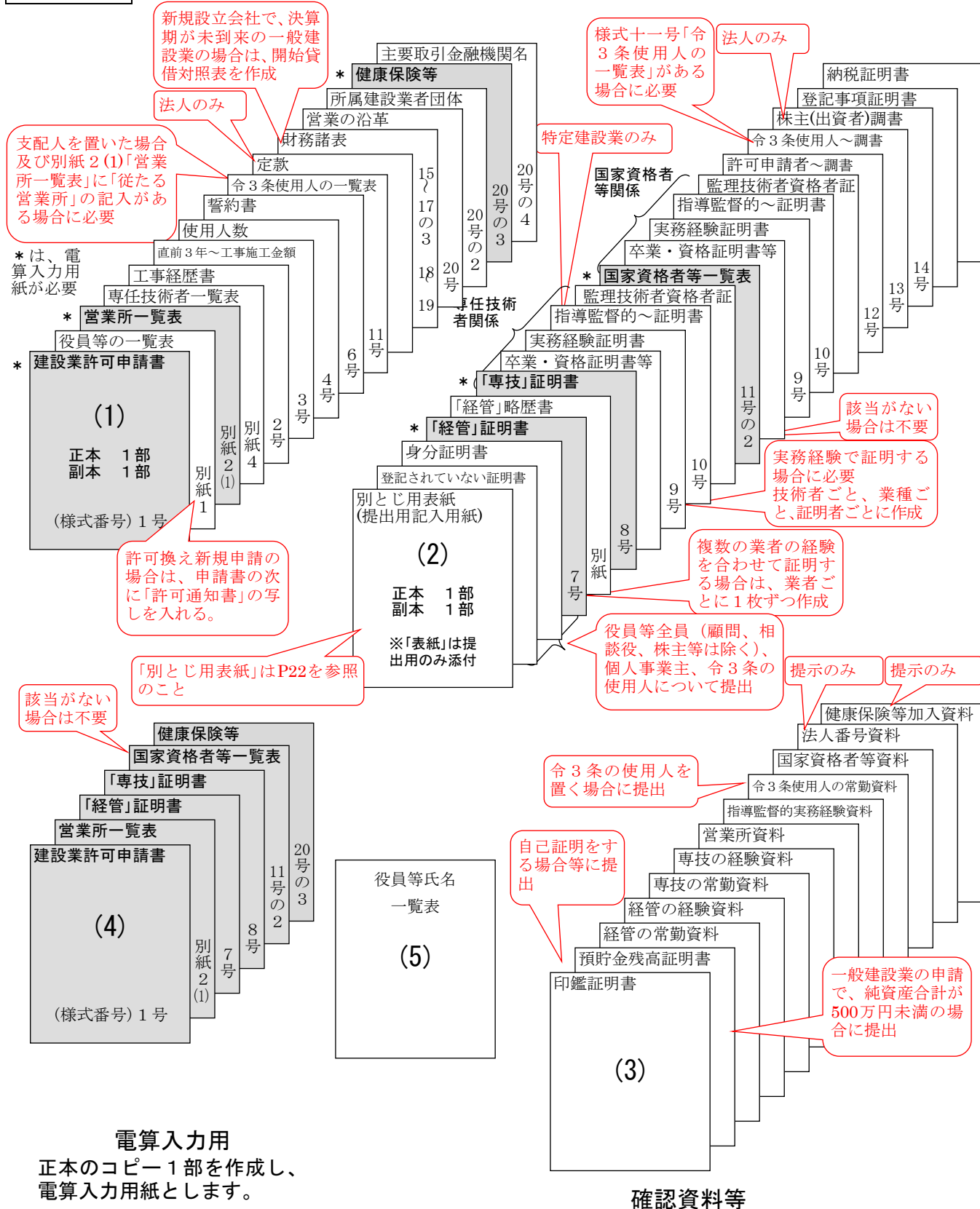
△印……………提出は必要だが、既に申請したものと記載事項に変更がない場合は、前回申請時のコピーで可

※ 般・特新規申請の場合

追加申請と同一の書類が必要(ただし、既許可の全ての業種について申請する場合は、新規申請と同一の書類が必要)

都知事許可業者の申請書類の並べ方【参考例】

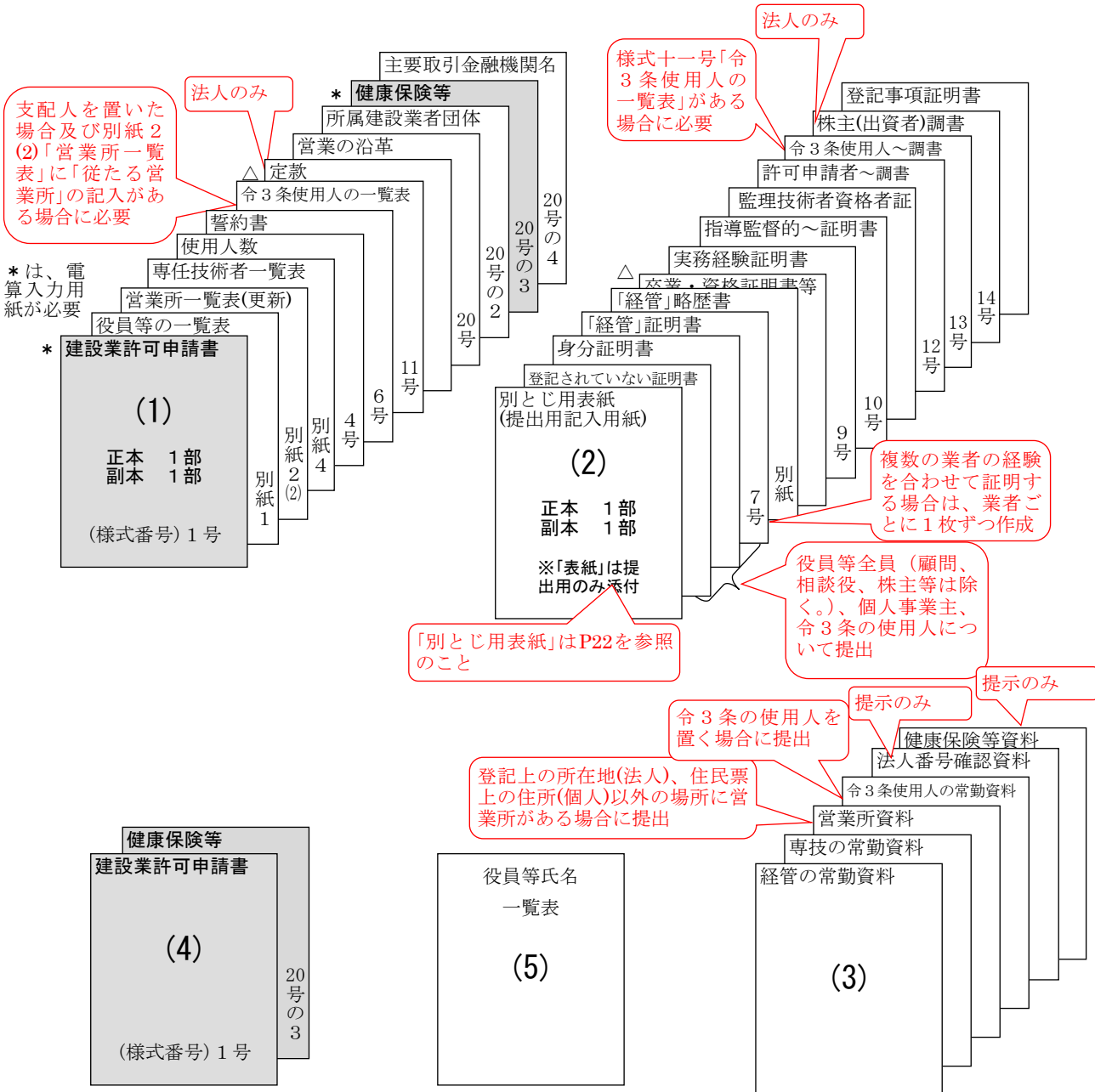
新規申請の場合



都知事許可業者の申請書類の並べ方【参考例】

更新申請の場合

△の書類については、既に申請したものと記載事項に変更がない場合は、前回申請時のコピーで可



電算入力用

正本のコピー1部を作成し、電算入力用紙とします。

確認資料等

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可 (般 -) 第 _____ 号	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
申請の区分		(1. 新規 2. 許可換え新規 3. 般・特新規 4. 業種追加 5. 更新 6. 般・特新規+業種追加 7. 般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 般・特新規+業種追加+更新)	許可の有効 期間の調整 _____ (1. する 2. しない)
申請年月日		平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	

許可を受けようとする建設業申請時において既に許可を受けている建設業商号又は名称のフリガナ	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 路 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)
商号又は名称	07		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08		
代表者又は個人の氏名	09		支配人の氏名 _____
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	都道府県名 _____ 市区町村名 _____	
主たる営業所の所在地	11		
郵便番号	12		電話番号 _____

法人又は個人の別	13	(1. 法人 2. 個人)	資本金額又は出資総額 _____ (千円)	法人番号 _____
兼業の有無	14	(1. 有 2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類 _____	
経営業務の管理責任者の氏名		_____		

許可換えの区分	15	(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)				
旧許可番号	16	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事 許可 (般 -) 第 _____ 号	旧許可年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
ファックス番号 _____

営業所一覧表(新規許可等)

行政庁側記入欄

区 分 項番 3
8 1 1

大臣コード

許可番号 項番 3
8 2 0 0

国土交通大臣 許可(一般-) 第 5 10 号

許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日

(主たる営業所)

主たる営業所の名称 フリガナ _____

営業しようとする建設業 項番 3
8 3

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ _____

項番 3 5 10 15 20
8 4

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5
8 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20
8 6

23 25 30 35 40

郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20
8 7 - 電話番号 _____

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ _____

項番 3 5 10 15 20
8 4

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5
8 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20
8 6

23 25 30 35 40

郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20
8 7 - 電話番号 _____

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
2. 特定)

変更前

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり、 { 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

区分 [] [6] [1] [] (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
大臣知事コード

許可番号 [] [6] [2] [] [] 国土交通大臣知事 許可 (一般 - [] []) 第 [] [] [] [] [] [] [] 号 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
許可年月日

記

氏名 [] [6] [3] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日 [] [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
フリガナ (フリガナ)
その後担当する建設工事の種類 []
現在担当している建設工事の種類 []
有資格区分 [] [6] [5] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属) _____
専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属) _____

氏名 [] [6] [3] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日 [] [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
フリガナ (フリガナ)
その後担当する建設工事の種類 []
現在担当している建設工事の種類 []
有資格区分 [] [6] [5] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属) _____
専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属) _____

氏名 [] [6] [3] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日 [] [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
フリガナ (フリガナ)
その後担当する建設工事の種類 []
現在担当している建設工事の種類 []
有資格区分 [] [6] [5] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属) _____
専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属) _____

1 変更届、廃業届の提出 — 法第11条、12条 —

※平成28年11月1日施行の建設業法改正による「法人番号」の追加等に伴い、ゴシック表記している部分が新様式になっておりますので御注意ください。

※申請者が法人の場合には当該法人番号を記入しますが、裏付け資料として法人番号指定通知書の写又は国税庁法人番号好評サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で検索された画面コピーを提示してください。

許可を受けた後、下表のNo.1～15に該当する変更事項があった場合は、変更届出書、廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（建設業法第50条）があります。

また、必要な届出のない状態では般・特新規申請、追加申請、更新申請はできません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、下表を確認願います。

《留意事項》

- 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください（納税証明書は除く）。
- 届出者印を変更した場合は、印鑑証明書を併せて提出してください。
- 大臣許可の変更届の場合、届出に関する確認資料は関東地方整備局へ直接郵送してください（大臣許可の場合の確認資料は「建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について」（国土交通省ホームページに掲載）を参照願います）。
- 下表に掲げた確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。

(1) 変更届

※様式名に「入力」と記載のあるものは電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

※「別とじ」欄の様式類は「別とじ用表紙」（P22参照）を付けて本冊とは別にとじること

No.	変更事項	様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間					
1	商号	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力	●印鑑証明書（印を変えない場合も提出のこと）	変更 後 30 日 以 内					
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※資本金、役員等が変わっている場合は、変更時期の確認のため、旧法人の閉鎖登記簿謄（抄）本等も必要							
2	営業所の名称 （P74 注2）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●営業所の確認資料（P51～53を参照） ●住民票（個人の場合）						
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※従たる営業所の所在地が変更になる場合で支店が登記されていない場合、②は不要							
3	営業所の所在地・ 電話番号・郵便番号 （P74 注3）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※主たる営業所に係る変更のみの場合、第二面は不要			●上記No.3と同様 ●No.11、No.13に係る届出も併せて提出				
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※従たる営業所の所在地が変更になる場合で支店が登記されていない場合、②は不要							
4	営業所の新設	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力				●No.13に係る届出も同時に提出			
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要							
5	営業所の廃止 （P74 注4）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表					●No.13に係る届出も同時に提出		
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要							
6	営業所の業種追加 （P74 注5）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力						●No.13に係る届出も同時に提出	
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要							
7	営業所の業種廃止 （P74 注6・注7）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力							●No.13に係る届出も同時に提出
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P74 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要							
8	資本金額	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力							
		別とじ	②十四号 株主調書 ③商業登記に関する証明書（P74 注1）							
9	役員等 (1)就任 （P74 注8）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照） ③六号 誓約書		●役員等氏名一覧表（P57就任した者のみ記入） ●④・⑤は新たに就任した役員、法定代理人全員（顧問、相談役、株主等は除く）					
		別とじ	④登記されていないことの証明書（P56参照）（P74 注10） ⑤身分証明書（P56参照）（P74 注10） ⑥十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（就任した者のみ） ⑦商業登記に関する証明書（P74 注1）							

		(2)辞(退)任 (P74 注9)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照) ③商業登記に関する証明書 (P74 注1)	●辞(退)任する役員が経營業務の管理責任者(又は専任技術者)の場合は、No.12、No.13の届出も同時に提出	
		(3)代表者(申請人)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) 入力 ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照) ③商業登記に関する証明書 (P74 注1)	●届出者印を変更した場合、印鑑証明書	
		(4)氏名(改姓・改名)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照) ③商業登記に関する証明書 (P74 注1)		
10	支配人(個人の許可のみ)	(1)新任	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ④登記されていないことの証明書(P56参照)(P74 注10) ⑤身分証明書 (P56参照) (P74 注10) ⑥十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ⑦商業登記に関する証明書 (P74 注1)	●新任の者について ●前任の者についていずれもP81参照(経營業務の管理責任者である場合) ●役員等氏名一覧表(P57)就任した者のみ記入)	変更後 30日以内
		(2)退任	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②商業登記に関する証明書 (P74 注1)		
		(3)氏名(改姓・改名)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②商業登記に関する証明書 (P74 注1)		
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人		本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ④登記されていないことの証明書(P56参照)(P74 注10) ⑤身分証明書 (P56参照) (P74 注10) ⑥十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●新任の者についてP51参照 ●前任(退任)の者についてP81「変更前の者」参照 ●役員等氏名一覧表(P57)就任した者のみ記入)	
12	経營業務の管理責任者	(1)変更・追加	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照) ③七号 経營業務の管理責任者証明書 入力 ④七号別紙 経營業務の管理責任者の略歴書	●新任の者について ●前任の者についていずれもP81参照	変更後 2週間以内
		(2)削除(一部廃業に伴う届出)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照) ① 二十二号の三届出書入力		
		(3)氏名(改姓・改名)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照) ③七号 経營業務の管理責任者証明書 入力	●商業登記に関する証明書 (P74 注1)	
13	専任技術者	(1)区分様式第八号の区分(項番61)2、3、4、5に当たる変更(P74 注11)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P27参照) ③ 八号 専任技術者証明書入力 ④技術者の要件を証する書面(下記ア～オのうち、該当するものを添付) (詳細についてはP18～19(摘要や注についてもよく確認すること。)及びP36～37、58～63を参照 ア 修業(卒業)証明書 イ 資格認定証明書の写し(原本提示) ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し	●新任の者について ●前任の者についていずれもP84参照	
		(2)削除(後任の専任技術者が全くいない場合)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P27参照) ③ 二十二号の三届出書入力	●一部廃業(P75(2)No.2、3)、営業所の廃止(No.5)、又は営業所の業種廃止(No.7)のいずれかに係る届出も同時に行う。	

		(3)氏名(改姓・改名) (P75 注12)	本冊 別とじ	① 二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表(P27参照) ③八号 専任技術者証明書 <input type="checkbox"/> (項番61の区分3、4が必要)	●戸籍抄本、住民票等 (氏名の変更を確認できるもの)	
14	国家資格者等・監理技術者	様式第十一号の二の区分(項番71)の3、4、5に当たる各変更 (P75 注13)	別とじ	① 十一号の二国家資格者等・監理技術者一覧表<input type="checkbox"/> ②技術者の要件を証する書面(P75 注15) (下記ア～オのうち、該当するものを添付) 詳細についてはP19(とじ込み順6に係るもの:摘要や注についてもよく確認すること)及びP36～37、58～63を参照 ア 修業(卒業)証明書 イ 資格認定証明書の写し ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し	P51(6)参照	事後 4年 か 度 月 終 了 内 P75 注14
15	決算報告 (P75 注16)		本冊 別とじ	① 別紙8 変更届出書 ②二号 工事経歴書 ③三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ④法人:十五号、十六号、十七号、十七号の二財務諸表十七号の三附属明細表(株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合のみ) 個人:十八号、十九号 財務諸表(P75 注17) ⑤事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ) ⑥四号 使用人数(変更のあったときのみ) ⑦十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更のあったときのみ) ⑧定款(変更のあったときのみ) ⑨健康保険等の加入状況 (変更のあったときのみ) <input type="checkbox"/> ⑩納税証明書(P75 注18)		事業 年度 終了 後 4 か 月 以 内

- (注1) 商業登記に関する証明書については、登記事項全部証明書、履歴事項全部(一部)証明書、閉鎖登記簿謄(抄)本・閉鎖事項全部(一部)証明書又は登記事務がコンピュータ化されていない登記所においては商業登記簿(抄)本など数種類あります。それらを併せて提出することが必要な場合もありますので、自身の届け出る変更事項にかかる記載がされていることを確認してから提出してください(例:役員(持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう)辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認)。
※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。
※登記対象外の者(顧問・相談役等)の変更については、商業登記に関する証明書は不要です。
- (注2) 営業所の名称変更の場合は、「旧営業所の廃止」及び「新営業所の追加」としての取扱いとなりますので、変更届出書(第二面)は、廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要です。
- (注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要です。
- (注4) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所が廃止となる場合には、様式第二十二号の二(第一面・第二面)による届出が必要です。
- (注5) 法人(個人)として新たな業種を追加する場合は、P18～20を参照してください。
- (注6) 法人(個人)として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるので、P74、90～93を参照してください。
- (注7) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所の業種の一部が廃止となる場合には、様式第二十二号の二(第一面・第二面)による届出が必要です。
- (注8) No.9について、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については、届出の必要はありません。協同組合等の場合は、役員名簿(東京都産業労働局の受付印のあるもの)を提出してください。
- (注9) No.9について、「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役をやめることです。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年となりますが、株式譲渡制限会社については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことができます。
また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年です。
- (注10) 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」については、知事許可の場合→本冊とは別に別とじ用表紙を付けてとじてください。大臣許可の場合→誓約書の後につづり込んで提出願います。
- (注11) No.13の区分(項番61)の2、3、4、5とは、それぞれ次のような場合を意味します。

- 2 担当業種又は有資格区分の変更
- 3 追加(交替するときの新任者のこと。)
- 4 交替に伴う削除(交替するときの前任者のこと。)
- 5 配置される営業所(のみ)の変更

(注 12) 氏名変更が必要な資格認定証明書をお持ちの場合には、適宜手続を行うことが必要です。氏名変更手続を行った場合、以降の申請手続等においては、改姓・改名後の資格認定証明書の写し（原本確認）を提出してください。

(注 13) No.14 の区分（項番 71）の 3、4、5 とは、それぞれ次のような場合を意味します。

- 3 有資格区分の変更
- 4 技術者の追加
- 5 技術者の削除

(注 14) No.14 については、届出期間にかかわらず、変更が生じた場合には速やかに提出してください。

(注 15) 有資格区分の変更（ある者の資格区分が増えた場合）の場合には、記入した資格の全てについての確認資料ではなく、増えた資格についての確認資料を添付してください。

(注 16) ②、③、⑥、⑦の記入方法はそれぞれ P28～31、37 を参照してください。

(注 17) 平成 25 年 4 月 1 日に財務諸表が改正されました（株主資本等変動計算書、注記表）。平成 24 年 4 月 1 日以降に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき財務諸表について適用されます。注記表は、該当しない項目であっても削除しないでください。株式譲渡制限会社の場合で、記載が必要な項目に該当がない場合には「該当なし」と記載してください。

(注 18) No.15⑨納税証明書については、申請と同時に提出する場合は、申請の別とじとまとめることができます。

許可区分			証明書の種類	発行機関	備 考
知事	法人		法人事業税 納税（課税）証明書	都税事務所	
	個人	事業税の課税額のあるもの	個人事業税 納税（課税）証明書（※都税事務所と税務署の年度表記は異なります。） (例) 平成27年度の決算変更届を提出する場合、 都税事務所→「平成28年度」 税務署→「平成27年分」と表記されたものがが必要です。	都税事務所 税務署	納税証明書が発行されてから変更届出をしてください。4年以上前などで発行できない期間については確定申告書の写し（第一表及び第二表）を添付（原本提示） 8月半ばまでに提出する場合は申告所得税の「納税証明書（その2）」（摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの）を添付してください。
		事業税非課税	申告所得税の納税証明書（その2）	税務署	摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの
大臣	法人		法人税納税証明書(その1)	税務署	
	個人		申告所得税納税証明書(その1)	税務署	

(2) 廃業届

廃業等の届出要件については、P91参照

No.	変更事項	様式番号・添付書類	確認資料	届出期間
1	全業種の廃業	①二十二号の四届出書（P92参照） 入力		廃業後30日以内
2	一部業種の廃業（知事許可で、営業所が主たる営業所のみの場合）	①二十二号の四届出書（P92～94参照） 入力 ②二十二号の二変更届出書（第二面） 入力 ※P72（1）変更届のNo.13に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P85～86参照		
3	一部業種の廃業（大臣許可、都知事許可で主たる営業所以外の営業所がある場合）	①二十二号の四届出書（P92～94参照） 入力 ②二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※P72（1）変更届No.13に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P85～86参照		

変更届出書

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特一）第 号

法人番号

届出者 印

局長 殿

事業年度（第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

（1）工事経歴書 （2）工事施工金額 （3）貸借対照表及び損益計算書 （4）株主資本等
変動計算書及び注記表 （5）事業報告書 （6）附属明細表 （7）法人税納付済額証明書 （8）
所得税納付済額証明書 （9）使用人数 （10）建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覽
表 （11）国家資格者等・監理技術者一覽表 （12）定款 （13）健康保険等の加入状況

記載要領

（1）から（13）までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

